

長岡市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年4月5日

長岡市監査委員 小嶋 洋一  
同 篠田 弘成  
同 野本 直樹  
同 長谷川 一作

監査の結果に基づく措置

監査の種類	定期監査
監査の対象	総務部庶務課
監査の期間	令和4年10月19日から10月21日まで
監査の結果	(指摘事項) ・領収書の発行における不適切な処理について  書き損じた領収書は、書き直さず再発行すべきところ、領収金額の数字を上から書き直して訂正した領収書などを発行しているほか、領収印の日付の確認を怠り、誤った日付の領収書を発行しているもの
措置状況	庶務課においては、手書きによる書き損じを防ぐため、令和5年4月にレジスターを導入することとした。  それまでの間は、領収印の日付は、毎朝担当職員が必ず確認するとともに、領収書を発行する都度、領収印の日付を再度確認し、かつ、試し押しを行い、確認を徹底した。  また、長岡市出納員事務取扱要領を関係職員全員がよく確認し、書き損じた領収書の書き直しは、不正につながる不適切な取り扱いであるという認識を徹底した。  さらに、全庁においても、上記の認識を職員に徹底させるとともに、手書き領収書の使用頻度の多い部署については、適正な領収書の発行のため、レジスターの導入を検討する。